

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題

正解数	問
	／30問

事業者名	:	_____
受験者名	:	_____

【○×問題】

以下の各設問のうち、正しいものは「○」を、正しくないものは「×」を別紙の解答欄に記入してください。

1. 道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員10人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。
2. 一般貸切旅客自動車運送事業を営業者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。また、これを変更したときは、その日から30日以内に国土交通大臣に届け出なければならない。
3. 一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める営業所ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。
4. 一般旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。
5. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。

6. 国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者の事業について旅客の利便を阻害している事実があると認められた場合に限り、事業改善を命ずることができる。
7. 一般貸切旅客自動車運送事業廃止届出書には、「廃止する理由」を記載する必要がある。
8. 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して1年間保存しなければならない。
9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。
10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるときは、事業用自動車に車掌を乗務させなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由のある場合はこの限りでない。
11. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者に対して当該乗務の途中において少なくとも1回電話その他方法により点呼を行わなければならない。
12. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行が終了した翌日から運行指示書を保管する必要はない。
13. 整備管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。

【三択問題】

以下の各設問の（ ）内に入る正しい語句を [] 内から選択し、別紙の解答欄に該当するアルファベットを記入してください。

14. 道路運送法の目的は、道路運送の（ ）の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することである。
[A. 利用者 B. 事業者 C. 申請者]
15. 一般旅客自動車運送事業者は、（ ）により、旅客の運送をしなければならない。
[A. 車両に乗り込んだ順序 B. 運賃等を支払った順序 C. 運送の申込みを受けた順序]

16. 一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更をしようとするときは、あらかじめ、() を国土交通大臣に届け出なければならない。
[A. 事業計画変更事前届出書 B. 運行計画変更事前届出書 C. 業務計画変更事前届出書]
17. 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため ()。
[A. 利用させてもよい B. 貸し渡してもよい C. 利用させてはならない]
18. 一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の () を受けなければならない。
[A. 免許 B. 許可 C. 認可]
19. 旅客自動車運送事業者たる法人の代表権を有しない役員の変更にあつては、前年7月1日から6月30日までの期間に係る変更について、毎年 () までに届け出なければならない。
[A. 三月三十一日 B. 五月三十一日 C. 七月三十一日]
20. 旅客自動車運送事業者は、() の責務を定めることその他の国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。
[A. 経営の責任者 B. 事業の責任者 C. 運行の責任者]
21. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対して対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び () について報告を求めなければならない。
[A. 運賃の収入 B. 運行の状況 C. 健康の状態]
22. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときは、運転者名等の事項のほか、旅客が乗車した区間を運転者ごとに記録させ、かつ、その記録を () 保存しなければならない。
[A. 六ヶ月間 B. 一年間 C. 三年間]
23. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、() に運行指示書を作成しなければならない。
[A. 運転者ごと B. 車両ごと C. 運行ごと]
24. 旅客自動車運送事業者は、運転者として新たに雇い入れた者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた () を受けさせなければならない。
[A. 指導教育 B. 健康診断 C. 適性診断]

25. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、()の選任及び検査に関する道路運送車両法の規定に従うほか、その他定める事項を遵守しなければならない。

[A. 運行管理者 B. 整備管理者 C. 従業員]

26. 旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、()運行管理者に国土交通大臣が告示で定める講習であって国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

[A. 新たに雇い入れた B. 新たに就任した C. 新たに選任した]

27. 自動車運送事業の用に供する自動車は()ごとに定期点検整備をしなければならない。

[A. 三ヶ月 B. 六ヶ月 C. 一年]

28. 旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車について重大事故があった場合には、()以内に自動車事故報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

[A. 十五日 B. 三十日 C. 六十日]

【数字記入問題】

以下の各設問の()にあてはまる数字を別紙の解答欄に記入してください。

29. 一般旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。)はその事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その()日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

30. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、自動車運転者に対して、勤務終了後、継続()時間以上の休息を与えること。

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等に係る法令試験問題（解答）

- 1.（運送法3条）道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員11人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業である。（×）
- 2.（運送法9条の2）一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者は、旅客の運賃及び料金を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。（×）
- 3.（運送法23条1項）一般旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わせるため、国土交通省令で定める営業所ごとに、運行管理者資格者証の交付を受けている者のうちから、運行管理者を選任しなければならない。（○）
- 4.（運送法25条）一般旅客自動車運送事業者は、年齢、運転の経歴その他政令で定める一定の要件を備える者でなければ、その事業用自動車の運転をさせてはならない。ただし、当該運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。（○）
- 5.（運送法30条）一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。（○）
- 6.（運送法31条）国土交通大臣は、一般旅客自動車運送事業者の事業について旅客の利便その他公共の福祉を阻害している事実があると認められるときは、事業改善を命ずることができる。（×）
- 7.（運送法施行規則25条）一般貸切旅客自動車運送事業廃止届出書には、「廃止する理由」を記載する必要がある。（○）
- 8.（運輸規則3条）旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受け付けた場合には法令に掲げる事項を営業所ごとに記録し、かつ、その記録を整理して1年間保存しなければならない。（○）
- 9.（運輸規則7条の2）一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、遅滞なく、運送引受書を交付しなければならない。（×）
- 10.（運輸規則15条）一般貸切旅客自動車運送事業者は、旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるときは、事業用自動車に車掌を乗務させなければならない。ただし、天災その他やむを得ない理由のある場合はこの限りでない。（○）

- 1 1. (運輸規則 2 4 条 3 項) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車に乗務する運転者に対して当該乗務の途中において少なくとも 1 回電話その他方法により点呼を行わなければならない。(○)
- 1 2. (運輸規則 2 8 条の 2 第 2 項) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行指示書を運行の終了の日から一年間保存しなければならない。(×)
- 1 3. (車両法施行規則第 3 2 条 1 項 2 号) 整備管理者は、法令に定める方法で行った日常点検の結果に基づき、運行の可否を決定しなければならない。(○)
- 1 4. (運送法 1 条) 道路運送法の目的は、道路運送の (A:利用者) の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することである。
- 1 5. (運送法 1 4 条) 一般旅客自動車運送事業者は、(C:運送の申込みを受けた順序) により、旅客の運送をしなければならない。
- 1 6. (運送法 1 5 条 3 項) 一般旅客自動車運送事業者は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数の変更をしようとするときは、あらかじめ、(A:事業計画変更事前届出書) を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 1 7. (運送法 3 3 条) 一般旅客自動車運送事業者は、その名義を他人に一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業のため (C:利用させてはならない)。
- 1 8. (運送法 3 5 条) 一般旅客自動車運送事業の管理の委託及び受託については、国土交通大臣の (B:許可) を受けなければならない。
- 1 9. (運送法施行規則 6 6 条) 旅客自動車運送事業者たる法人の代表権を有しない役員の変更にあつては、前年 7 月 1 日から 6 月 3 0 日までの期間に係る変更について、毎年 (C:七月三十一日) までに届け出なければならない。
- 2 0. (運輸規則第 2 条の 2) 旅客自動車運送事業者は、(A:経営の責任者) の責務を定めることその他の国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。
- 2 1. (運輸規則 2 4 条 2 項) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を終了した運転者に対して対面により点呼を行い、当該乗務に係る事業用自動車、道路及び (B:運行の状況) について報告を求めなければならない。

22. (運輸規則25条2項) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が乗務したときは、運転者名等の事項のほか、旅客が乗車した区間を運転者ごとに記録させ、かつ、その記録を(B:一年間)保存しなければならない。
23. (運輸規則28条の2) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、(C:運行ごと)に運行指示書を作成しなければならない。
24. (運輸規則38条2項2号) 旅客自動車運送事業者は、運転者として新たに雇い入れた者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣の認定を受けた(C:適性診断)を受けさせなければならない。
25. (運輸規則45条) 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、(B:整備管理者)の選任及び検査に関する道路運送車両法の規定に従うほか、その他定める事項を遵守しなければならない。
26. (運輸規則48条の4) 旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、(C:新たに選任した)運行管理者に国土交通大臣が告示で定める講習であつて国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。
27. (車両法48条) 自動車運送事業の用に供する自動車は(A:三ヶ月)ごとに定期点検整備をしなければならない。
28. (事故報告規則3条) 旅客自動車運送事業者は、その使用する自動車について重大事故があつた場合には、(B:三十日)以内に自動車事故報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。
29. (運送法38条) 一般旅客自動車運送事業者(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者を除く。)はその事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その(30)日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
30. (改善基準告示) 一般貸切旅客自動車運送事業者は、自動車運転者に対して、勤務終了後、継続(8)時間以上の休息を与えること。